

## 「駒澤法学」の発刊に寄せて

駒澤大学法学部は、新世紀を迎えたまさに大きな節目となるこの年、法学部の新たな学術雑誌として、これまでの「法学論集」および「政治学論集」を統合し、これらを発展的に受け継ぐ「駒澤法学」を発刊することとなつた。

これまで、法学部の学術雑誌としては、「法学論集」および「政治学論集」の他に、「駒澤大学法学部研究紀要」が発行されている。「駒澤大学法学部研究紀要」は、駒澤大学研究紀要の一分野を代表するものであり、本学が曹洞宗立の仏教大学として学部も仏教学部を唯一としていた当時、昭和六年に創刊された「駒澤大学仏教学会年報」を大学の学術雑誌としていた歴史に由来する。本学がその後、文科系総合大学として発展し、学部が増設するにつれて大学の研究年報として学部毎に分冊され、昭和三九年四月に法学部法律学科が創設されるにいたり、「駒澤大学法学部研究紀要第二三号」を第一号として昭和四〇年三月に発行され現在に及んでいるが、それゆえ「駒澤法学」とは別に「駒澤大学法学部研究紀要」は大学の学術雑誌発として、今後も発行されることになる。

大学の学術雑誌の一分野を代表する「駒澤大学法学部研究紀要」とは別に、「法学論集」は、法学部が本学における仮想学部、文学部、経済学部に次ぐ四番目の学部として昭和三九年四月一日に設置されたその年の一一月、当時の森庄三郎法学部長の手による創刊の辞を巻頭に、法学部創設記念号として五本の研究論文と一本の紹介論文とを擁して発刊された。「政治学論集」は、法学部に政治学科が設置された二年後の昭和四九年五月にその第一号が刊行

され、ここに法律学科および政治学科それぞれの機関誌としての色彩の強い学術雑誌が揃つたことになる。「法学論集」および「政治学論集」は、当初は年に一回の発行であったが、教員の研究活動の盛隆により、その後年に二回、両雑誌を合わせると年に四回発行することとなり、平成一三年三月末には、それぞれ「法学論集第六三号」および「政治学論集第五三号」を数えるにいたつていた。この間、昭和四三年三月に大学院法学研究科が当時の文部省により設置・認可されたことを端緒に、法学部の鶴翼が整い発展するにつれ、「法学論集第五号」を大学院法学研究科設置記念号、同第一〇号を法学部創立一〇周年記念号、同第一八号を法学部創立一五周年記年号、そして平成六年に法学部創立三〇周年を迎えると、その翌年三月の「法学論集第五〇号」をもつて法学部創立三〇周年記念号を発行するかたわら、平成二年三月発行の「政治学論集第三一号」を嚆矢として定年等で学園を去られる先生方をお送りする退職記念号をその都度刊行し、法学部発展の折々とその節目を祝することで、「法学論集」および「政治学論集」は法学部の歩みと規を一つにしてきたといえよう。しかしながら、「法学論集」および「政治学論集」というこれまでの伝統のある名称は、学科の相違にことさらに拘泥していたきらいがないわけではなく、むしろ学部としての総合力を一つにしてこれを法学部の学術雑誌の名称に託すべきとの法学部教員の一一致した思いから、今回の「駒澤法学」の創刊となつたのである。

昭和三九年に法学部が発足して以来、二〇世紀という時代とともに歩んだわが学部においてもこの間を閲するところで、さまざまな困難があつたことは確かである。近年においても、教学面においては平成三年の文部省による大學設置基準の大綱化に伴うカリキュラムの改正、組織面においては新任人事の停滞に伴う教員構成の不充分さは、大きな問題であった。さらには、一般入試における志願者数の減少は、一人駒澤大学法学部だけの問題ではないに

せよ、カリキュラムをも含めた法律学科および政治学科それ自体のあり方にもかかる多面的な見直しを迫るものである。また法化社会としての色彩を一層色濃くする現代社会において、法曹養成のための新たな制度として登場しつつある法科大学院をめぐる問題は、まさに時代の大きな転換を予感させつつ、法学部とりわけ法律学科の方そのものを見直す契機となつていて。そしてその結果は法学部の将来構想と連動しつつ、早晚具体的な形で応えなければならぬ時期に直面しているのである。現在、学部を挙げてこれら困難な問題に取り組み、その成果の一部は、すでに形を現わすにいたつていて、創刊号としての「駒澤法学」に駒澤大学法科大学院構想（案）が収録されているのは、まさに新たな世紀を迎えたわが法学部にとって、きわめて象徴的である。

駒澤大学法学部の学術雑誌であった「法学論集」および「政治学論集」の灯火を受け継ぎつつ、それぞれの教員が継続すべき當為としての研究の結晶を「駒澤法学」に示すことで、「駒澤法学」の名をいつそう輝かすことを切に祈念するとともに、わが駒澤大学法学部の一層の飛躍とさらなる充実とを期したい。

法学部長 山田泰彦